

麻績村環境整備機材貸出要綱

平成 30 年 11 月 6 日

告示第 32 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、環境整備機材（以下「機材」という。）の貸出について必要な事項を定め、麻績村内における環境整備活動を支援し、並びに森林整備等の推進及び間伐材の利用促進を図ることを目的とする。

(対象機材)

第 2 条 貸し出す機材は、別表に定めるとおりとする。

(利用者)

第 3 条 機材の利用ができる者は、麻績村内の自治会・ボランティア団体等のほか、特に村長が必要と認める者とし、個人への貸出は行わないこととする。

(貸出期間)

第 4 条 機材の貸出期間は、貸出日から起算して 4 日を経過する日までとする。

(貸出の制限)

第 5 条 機材は、次の各号に掲げる場合には貸し出さないものとする。

- (1) 第 1 条の目的に添わない場合
- (2) 営利を目的として貸出を受けようとする場合

(遵守事項)

第 6 条 機材の利用者（以下「利用者」という。）は、機材を使用するにあたり、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 原則として、機材の借り受け及び返却は利用者が行うこと。
- (2) 貸出日に機材の使用方法について、指導を受けること。
- (3) 機材を毀損等させないよう適切に管理すること。
- (4) 機材の紛失又は盗難のないよう適切に管理すること。
- (5) 機材を利用する場合は、ゴーグル、手袋、保護服等を着用し安全対策を徹底すること。
- (6) 機材に異常が認められる場合には、直ちに利用を中止し、報告すること。
- (7) 事故や怪我に備え、事前に利用者は傷害保険に加入するよう努めること。
- (8) 機材の処理能力を超えて使用しないこと。

(借受の申請)

第 7 条 機材を借り受けようとする者は、麻績村環境整備機材借受申請書兼誓約書（様式第 1 号）を村長に届け出なければならない。

(貸出の承認)

第 8 条 村長は、前条に規定する申請書兼誓約書を受理したときは、貸出の可否を決定し、貸出を行う場合にあっては、その旨を麻績村環境整備機材貸出承認書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(管理)

第 9 条 利用者は、借り受けた機材を使用及び保管するにあたって、機材の点検を行い、善良なる管理をしなければならない。

(転貸の禁止)

第 10 条 利用者は、借り受けた機材を第三者へ転貸してはならない。

(返還)

第 11 条 利用者は、借り受けた機材を返還しようとするときは、麻績村環境整備機材使用実績報告書(様式第 3 号)を村長に提出し、村長の指定する者の立会いのうえ、その機材を引き渡すものとする。

(利用料)

第 12 条 機材の利用料は無料とする。ただし、燃料の補充は利用者の責任において行うものとする。

(費用負担)

第 13 条 機材の利用及び返還に要する一切の費用は利用者の負担とする。

(機材の毀損等)

第 14 条 利用者は、借り受けた機材を毀損、損壊又は滅失したときは、直ちにその内容と理由を村長に報告し、村長の指示に従いこれを弁償又は原状に復さなければならない。

(事故等)

第 15 条 機材の運搬中又は使用中に発生した事故については、利用者が一切の責任を負うものとする。

(損害の賠償)

第 16 条 利用者の責めに帰すべき事由により自己若しくは第三者に損害を生じさせ、又は機材を滅失若しくは毀損させたときは、利用者の責任においてこれを処理するものとする。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(別表) (第2条関係)

名称	型式	製造番号	燃料	備品原簿整理番号
ウッドチップパー	KCM121DX	10260	無鉛ガソリン	51-09-01
竹粉碎機	GS122GB	00148	無鉛ガソリン	95-1-23
エンジン式薪割機(1)	PCLS-04EY	NOS042520	無鉛ガソリン	51-10-01
エンジン式薪割機(2)	PCLS-04EY	NOS042522	無鉛ガソリン	51-10-02
電動式薪割機	IG-700A	NO110316	AC-100V	51-10-03